

# **山梨県東日本大震災 対策実施状況**

**平成23年3月29日      午後4時現在**

**東日本大震災山梨県対策本部**

## 山梨県

## 市町村別 避難住民受け入れ状況

東日本大震災山梨県対策本部調べ

平成23年3月29日 16時現在

避難元 受入先	避難元							合計
	茨城県	福島県	宮城県	岩手県	青森県	その他	不明	
甲府市		70	1					71
富士吉田市		15						15
都留市		15						15
山梨市		42						42
大月市		33						33
韮崎市		62	2					64
南アルプス市		35						35
北杜市		89	3					92
甲斐市		9						9
笛吹市	2	179	4					185
上野原市		14						14
甲州市		38						38
中央市	2	16						18
市川三郷町	2	9						11
早川町								
身延町	3							3
南部町		17						17
富士川町		9						9
昭和町		3						3
道志村								
西桂町		4						4
忍野村		3						3
山中湖村		25						25
鳴沢村		14						14
富士河口湖町	5	89						94
小菅村								
丹波山村								
山梨県一時避難所	3	10						13
合計	17	800	10					827

&lt;事務局&gt;

山梨県知事政策局東日本大震災支援対策室

TEL 055-223-1519(直通)

報道資料

平成23年3月29日

部 等 名 県土整備部

件 名	東日本大震災に係る公営住宅等への受け入れ状況について					
	内  容	No	事業主体	受け入れ可能 戸数	入居決定戸数	入居決定人数
1		山梨県	52	11	46	
2		甲府市	10	3	10	
3		富士吉田市	9	1	4	
4		都留市	21	3	10	
5		山梨市	11	3	8	
6		大月市	18	2	7	
7		韮崎市	12	9	31	
8		南アルプス市	5	4	28	
9		北杜市	21	6	24	
10		甲斐市	7	4	7	
11		笛吹市	6	5	31	
12		上野原市	1			
13		甲州市	40	3	13	
14		中央市	2	1	2	
15		市川三郷町	4	2	5	
16		早川町	4			
17		身延町	19			
18		南部町	3			
19		富士川町	10			
20		西桂町	3	1	4	
21		富士河口湖町	2			
22		丹波山村	1			
		合計	261	58	230	
問い合わせ先	建築住宅課 055-223-1732					

**報道資料**

平成23年 3月29日 (火) 15:00 現在

部 等 名 消防防災課

件 名	<p>○救援物資の提供について</p> <p>○災害対応職員等の活動状況について</p>
内 容	<p>○救援物資の提供について (本日分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村分 (自衛隊北富士駐屯地に搬送) <ul style="list-style-type: none"> <li>毛布 59箱 (約270枚)</li> <li>水 4,380L (約3,400本)</li> <li>タオル 157箱 (約8,400枚)</li> <li>消毒・除菌用品 10箱 (10個)</li> <li>粉ミルク 14箱 (約80缶)</li> <li>紙おむつ (幼児用) 14箱 (約2,500枚)</li> <li style="padding-left: 20px;">(大人用) 25箱 (約3,000枚)</li> <li>トイレットペーパー 14箱 (約650ロール)</li> <li>生理用品 10箱 (約3,950個)</li> </ul> </li> <li>・民間分 (福祉保健部受付分) (自衛隊北富士駐屯地に搬送) <ul style="list-style-type: none"> <li>毛布 127箱 (約400枚)</li> </ul> </li> </ul> <p>○災害対応職員等の活動状況について (本日分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県消防防災航空隊 (あかふじ (緊急消防援助隊山梨県隊航空部隊) ) <ul style="list-style-type: none"> <li>1機7名が宮城県で待機中</li> </ul> </li> <li>・緊急消防援助隊山梨県隊 (航空部隊を除く) <ul style="list-style-type: none"> <li>13隊42名が宮城県において検索活動等を実施中</li> </ul> </li> </ul>
問い合わせ先	消防防災課 055-223-1430

**報道資料**

平成23年3月29日

部 等 名

総務部 税務課

件名	東北地方太平洋沖地震により被害を受けた地域の納税者に対する 県税の申告・納付等の期限の延長について
内容	<p>今般の地震により甚大な被害を受けている地域の納税者に対し、国税に関する期限の延長措置に準じて、山梨県県税条例第13条第1項の規定に基づき、県税に関する申告・納付等の期限の延長を行います。</p> <p><b>【対象地域】</b> 青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県</p> <p><b>【対象者】</b> 対象地域に住所又は主たる事務所等を有する者</p> <p><b>【内 容】</b> 地方税法及び県税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出または納付若しくは納入に関する期限のうち、平成23年3月11日以降に期限が到来するものの期限が自動的に延長されます。</p> <p><b>【延長期日】</b> 別途告示します。（今後告示される国税に準じて対応）</p> <p>※ この地域指定は、3月31日付けの山梨県公報で告示します。 ※ 対象地域については、被災の状況により、国税に関する取り扱いに準じて今後見直される場合があります。</p> <p>[想定される主な事例] 対象地域に本店があつて本県に支店を有する法人は、分割法人として事業年度の中間期と決算期の原則2ヶ月以内に、法人県民税及び法人事業税の申告・納付をする必要があるが、この告示により自動的に期限が延長される。</p>
問い合わせ先	総務部税務課 055-223-1387